

各障がい児通所支援事業所 管理者 殿

福岡県福祉労働部長
(障がい福祉課障がい福祉サービス指導室)

緊急事態宣言後の放課後等デイサービス事業所における
学校休業日単価の終了日の取扱いについて

このことについては、「緊急事態措置を実施すべき区域の指定の解除に伴う放課後等デイサービス事業所の対応について（その2）」（令和2年5月28日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）により、学校休業日単価の取扱いの適用の終了の日については、「あらかじめ市町村が定めること」とされています。

については、福岡県内の各市町村の学校休業日単価の取扱いの適用終了日を、別添の一覧表にてお示ししますので、6月サービス提供以降については、事業所が所在する市町村の適用終了日を確認の上、請求していただきますようお願いいたします。

なお、各市町村が定める学校休業日単価の取扱いの適用終了日以降も、分散登校などの児童がいる事業所については、事業所が所在する市町村に対して申し出ることにより、他の事業所とは異なる終了日を個別に設定しても差し支えないこととなっていますので、該当する場合は、当該市町村に御相談ください。